

○特殊勤務手当の支給に関する運用要領の制定について(概要)

(平成12年福岡県警察本部内訓第5号)

この内訓は、福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則(平成11年福岡県人事委員会規則第18号)第5条、第6条及び別表の規定に基づき、並びに福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年福岡県条例第69号)第5条の規定について必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 特殊勤務手当の性格
- 支給の原則
- 作業実績の認定
- 作業実績の通知
- 取扱責任者の指定及び任務
- 支給上の留意事項

などの項目からなっている。